

議案第56号

令和6年度沼田市簡易水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度沼田市簡易水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和6年度沼田市簡易水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見を付け、議会の認定に付する。

令和7年8月26日提出

沼田市長 星 野 稔